

昭和60年12月16日

改正 平成29年10月17日

令和3年5月26日

(総則)

第1条 この内規は、学校法人大阪産業大学（以下「学園」という。）が使用する者のうち、大阪産業大学・大阪産業大学大学院に勤務する専任教育職員の兼職許可に関し、大阪産業大学専任教育職員就業規則第14条第3項に基づき、必要な事項を定める。

(許可基準)

第2条 兼職は、本項第1号および第2号に該当し学園が兼職相当と認める場合に、所定の手続きを経て許可することがある。ただし、他の教育機関への非常勤講師等としての出講は、1週間あたり1日を上限とする。

(1) 次のいずれかに該当する場合

- ① 公共的性格を有する機関等から業務上獲得した知見の提供を要請される場合
- ② 研究成果の社会還元・産学連携・学生の支援・地域の発展等、社会の公器として学園が果たすべき責務の履行に資すると認める場合
- ③ 兼職をしなければならないことに社会的相当性・合理性があると認める場合

(2) 次のいずれにも該当しないと認める場合

- ① 本務に支障が生じるおそれがある場合
- ② 秘密情報等が漏えい等するおそれがある場合
- ③ 学園の名誉・信用を失墜させるおそれがある場合
- ④ 学園との信頼関係を毀損するおそれがある場合
- ⑤ 学園と利益が相反するおそれがある場合
- ⑥ 職員たる品位を欠くおそれがある場合
- ⑦ その他兼職が学園の利益を損なうおそれがある場合

2 職員が兼職の許可を受けようとするときは、次の書面を提出しなければならない。

- (1) 兼職を必要とする理由および前項の要件を満たす旨を誓約した書面
- (2) 他の機関等からの兼職を要請する旨の書面

附 則

この内規は、昭和60年12月16日より施行する。

附 則（平成29年10月17日）

この内規は、平成29年10月17日から施行する。

附 則（令和3年5月26日）

(名称変更・施行期日)

- 1 「学外兼職に関する内規」を再編し、「専任事務職員・中高専任教育職員兼職許可に関する内規」「大学専任教育職員兼職許可に関する内規」に名称変更する。
- 2 この内規は、令和3年6月1日から施行する。